

介護予防通所リハビリテーション重要事項説明書

(令和7年4月1日現在)

◎当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話0268-44-2111（午前8時30分～午後5時まで）

1. 介護予防通所リハビリテーション事業所の概要

(1) 事業所の名称、所在地等

事業所名 長野県厚生農業協同組合連合会

鹿教湯三才山リハビリテーションセンター鹿教湯病院

所在地 上田市鹿教湯温泉1308

介護保険事業者番号 2010317713

通常の業務の実施地域 上田市（旧丸子町、旧武石村、塩田地区の一部）

(2) 事業所の職員体制

管理者 1名（常勤医師） 医師（常勤医師1名）

看護職員（常勤2名以上）

理学療法士（常勤1名以上） 作業療法士（常勤1名以上）

言語聴覚士（常勤1名以上） 介護職員（常勤2名以上）

(3) 営業日、営業時間

営業日 月曜日～土曜日

（休業日は鹿教湯三才山リハビリテーションセンター指定の休日とする）

営業時間 午前8時30分～午後5時まで

2. 通所リハビリテーションの内容

(1) 専任の理学療法士・作業療法士が機能の評価とリハビリテーションの指導を行います。

(2) 鹿教湯の温泉を用いた入浴ができます。

(3) 季節に応じて様々な行事を行います。

(4) 集団での活動を通して、いろいろな方々と交流をしていただきます。

(5) リハビリ職、介護職、看護師と協業して、その方らしい生活の支援を行います。

(6) ご自宅に伺わせて頂き、生活環境の確認と、動作指導や介助指導を、ご本人、ご家族、関連サービスの職員に行います。

3. 利用料金

(1) 料金別紙参照

(2) 解約料

利用者はいつでも契約を解約することができ、解約料は一切かかりません。

(3)その他

支払方法は、下記のようになります。

料金が発生する場合、月ごとの清算とし、毎月15日までに前月分の請求書を発行しますので、月の末日までにお支払い下さい。お支払い頂きますと領収書を発行します。お支払いの方法は、原則口座振替または口座振込でお願いいたします。

| 支払方法 | 支払要件等 |
|--------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 指定口座 自動振替 | ・サービスを利用した月の翌月22日（休業日の場合は翌営業日）に料金を口座から振替えさせていただきます。 |
| 指定口座 振込 | ・サービスを利用した月の翌月の末日（祝休日の場合は直前の平日）までに、事業所が指定する次の口座へお振り込みください。 ① 信州うえだ農協 丸子支所 普通口座 0080501 鹿教湯病院 院長 吉田邦広 ② 八十二銀行 丸子支店 普通口座 470851 鹿教湯三才山リハビリテーションセンター 鹿教湯病院 |

4.当事業所の特徴等

(1)私達は要介護者と、その家族及び地域住民に適切な介護サービスが利用できるように支援し、生活の質の向上を図るとともに、安心して生活ができる地域づくりを目的とします。

(2)私達は、高齢者・障害者医療の実績と、経験を生かし要支援者の高齢者がその方の有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるように、地域のサービス機関と連携をとり利用者の人権を尊重し、サービス計画・支援を行います。

5.サービス内容に関する相談・苦情窓口

(1)当事業所に関するご相談・苦情を承ります。

電 話 0268-44-2111

(受付時間 月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時まで)

窓 口 長野県厚生農業協同組合連合会

鹿教湯三才山リハビリテーションセンター鹿教湯病院

通所リハビリテーション

管 理 者 吉 田 邦 広

管理者代行 中 沢 優 子

(2)当事業所以外の相談・苦情窓口

〒380-0871 長野市西長野加茂北 143-8

長野県国民健康保険団体連合会 電 話026-238-1580

上田市高齢者介護課 電 話0268-22-4100

丸子地区自治センター 電 話0268-42-0015

武石地区自治センター 電 話0268-85-2119

6.事業所の経営法人について

法人名 長野県厚生農業協同組合連合会

代表者氏名 代表理事理事長 洞 和彦

法人所在地 長野県長野市大字南長野北石堂町 1177-3

電話番号 026-236-2305

7.当事業所の業務継続計画について

- (1)感染症や非常災害の発生時には、策定してある業務継続計画に沿って、事業の継続に努めます。
- (2)業務継続計画については、定期的に確認の機会や必要な訓練を行います。
- (3)業務継続計画については、必要に応じて見直しを行います。

8.虐待防止の取り組みについて

- (1)虐待に関する委員会を設置し、定期的に開催します。
- (2)虐待防止のための研修機会を設けます。
- (3)虐待防止のための指針を設けています。